

令和4年度

総 会 議 案 書

大阪市立小中学校事務研究会

令和4年度 総会

1 議事

- (1) 令和3年度 事業報告
- (2) 令和3年度 会計決算報告
- (3) 令和3年度 監査報告
- (4) 令和4年度 役員等選出について
- (5) 令和4年度 事業計画（案）
- (6) 令和4年度 会計予算（案）
- (7) 会則改正（案）について

令和3年度 事業報告

令和3年度、学校現場においては新型コロナウイルス感染症の収束がみえないなか、さまざまな教育活動が制限され、校外活動の計画変更なども余儀なくされました。そういった状況においても、子どもの学びを保障し安心して安全な学校生活を送ることができるよう、それぞれの学校でオンライン授業が実施されるなど、さまざまな工夫が行われてきました。また、学校園における働き方改革の推進に向けては、令和元年度に大阪市で策定された「学校園における働き方改革推進プラン」における目標達成や、教員の長時間勤務の解消に向け、学校園及び教育委員会において取組が進められてきました。

大阪市の学校事務職員においては、令和2年4月から北区の一部と中央区で実施されている共同学校事務室のモデル設置について、共同学校事務室設置による効果の拡大を図るため、令和3年7月、港区、淀川区、生野区、城東区、住吉区、平野区のそれぞれ一部に共同学校事務室が追加設置されました。また、令和3年8月に共同学校事務室モデル設置にかかる効果検証の結果が通知され、令和5年度の全市実施に向けて検討・準備を進めることが示されました。そして、令和3年11月には、全市実施に向けて更に共同学校事務室を追加設置することや、令和3年度末でモデル設置を終了し段階的实施へと展開することが通知されました。

そのようななか、大阪市立小中学校学校事務研究会（以下、市事研）は、新しい時代に対応した学校事務職員の果たすべき役割として、総務と財務における知識を最大限に発揮し、的確な計画性や判断力をもって学校組織マネジメントの中核の一端を担うことや、より効果的で効率的な学校事務のあり方を探求するため、研究課題を「学校力向上の一翼を担う」としました。そして、活動の3本柱である「次代の学校事務の確立に向けた研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」を中心に研究会活動を進めました。

11月には、「学校力向上の一翼を担う ～チームで広げよう！学校事務の可能性～」を大会テーマに、第27回大阪市立小中学校学校事務研究大会を開催しました。研究部からは、「働き方改革から考える今後の学校事務職員のあり方」を研究テーマに、働き方改革の推進に向けた学校事務の業務改善について実践を行うなかで考察した、今後の学校事務職員のあり方について研究発表を行いました。学校の教育目標達成に向けては、教職員で課題を共有し、それぞれの役割を明確にしながら学校組織の活性化を図ることが大切であり、そのなかで学校事務職員が財務・総務といった分野でミドルリーダーとしてリーダーシップを発揮することが求められていると発表しました。更に、個々から共同学校事務室といった組織で学校経営に参画する形態へと転換を図り、学校事務職員が一つのチームとして協働し、支え合い、それぞれの立場に応じた職責を果たしていく体制を構築していくなかで、教育目標の達成に

向け更に高いレベルで参画を図っていくことが、これからの学校事務職員のあり方であると締めくくりました。

また、記念講演では「共同学校事務室の運営のポイント ～責任を共有し学び合う文化を作る～」と題して、文部科学省 国立教育政策研究所 初等中等教育研究部長 藤原 文雄 様を講師にお迎えし、ご講演いただきました。「学校事務職員の役割」「学校事務職員による成長モデル」「学校事務の共同実施の成果を高めるポイント」の三つの観点からお話しいただきました。これから求められる学校事務職員の役割、経験年数に応じたキャリアステージにおいて職能形成を図ること、共同学校事務室におけるそれぞれの役割に応じたリーダーシップやフォロワーシップのもと、責任を共有し合える文化を作ることの重要性などについて考える機会となりました。

1月には、「学校徴収金会計事務について」と題して、実務研修会を開催しました。平成28年度と令和2年度に研修部が作成した学校徴収金会計事務に関する研修資料について、予算編成から決算までの年間を通じた事務処理を的確に行うことができるよう、現在の業務スケジュールに即して資料を更新しました。また、収支責任者と出納責任者のそれぞれの業務の流れが分かるように整理し、確認するポイントを掲載することで、チェックリストとしても使用できる資料としました。

パソコン研修会については、新型コロナウイルス感染症の影響により集合しての研修が行えなかったため、研修資料をホームページに掲載することで自習型研修とし、より効率的に業務が行えるようなパソコン知識の向上を図りました。

市事研のホームページについては、業務に活用することができる資料や様式等の掲載を行うため、定期的に更新を行い、一層の充実を図りました。また、より会員が利用しやすくなるよう整備を行いました。

※ 令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響により、年度途中で事業・活動計画の変更を行っています。

1 総会

本会の最高決議機関である総会は、会員の意思を反映させる場です。

令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、書面による提案及び委任状による議事の承認とさせていただきました。

- | | | | |
|-----|-----|-------|-----------|
| 議 事 | (1) | 令和2年度 | 事業報告 |
| | (2) | 令和2年度 | 会計決算報告 |
| | (3) | 令和2年度 | 監査報告 |
| | (4) | 令和3年度 | 役員等選出について |
| | (5) | 令和3年度 | 事業計画（案） |
| | (6) | 令和3年度 | 会計予算（案） |

2 幹事会

総会で委任された事項について協議・決議し、研究や研修活動の円滑な実施を図るよう努めました。

| 年 月 日 | 会 場 | 内 容 |
|--------------------------|--------|---|
| 4. 2. 18 (書面議決書の提出期日) | (書面決議) | ・ 補正予算について ・ 役員等選出委員会の設置について ・ 今年度の活動について ・ 業務連絡 等 |

3 役員会

役員会は、総会で承認された事項や協議された事項について適宜会議を開催するなど、円滑な研究会活動を図るよう努めました。

4 事務局

[活動内容]

- | |
|-----------------------|
| (1) 本会の事務の総括及び整理 |
| (2) 組織実態の把握 |
| (3) 会務の記録及び保存 |
| (4) 会報やホームページ等による情報発信 |
| (5) 関係機関・団体との連携 |

事務局は、各専門部との連携や、全事研・近事研・府事研との連携をはじめとした、関係機関との調整にあたり、市事研の効率的な会務運営に努めました。

また、市事研究会報「市事研 おおさか 翔」第226～232号を発行し、会報には、総会、幹事会、専門部主管の研修会等に関する案内や報告、本会の活動内容、関係機関・団体の研究大会等の案内などを掲載し、会員のみならず所属長や関係機関等

に配付することで、市事研の活動について広く周知を図りました。

ホームページについては、会報や研修会等の案内を掲載するとともに、実務研修会資料や研究集録、文書分類用ラベルなど、会員が業務で活用することができる資料なども掲載しました。

| 発行物 | 内容等 |
|---------------------------------|---|
| 会報 (226号) 令和3年5月14日発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ ・第53回全国公立小中学校事務研究大会について ・研修部PC講座 Vol.14 |
| 会報 (227号) 令和3年6月10日発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ ・令和3年度総会について ・専門部員、研究大会実行委員の募集 ・ホームページ「資料掲載」ページのログイン方法について ・幹事会について |
| 市事研ホームページ「資料掲載」ページのユーザー名及びパスワード | 令和3年度の会費納入者へ発送 |
| 会報 (228号) 令和3年8月6日発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・第27回大阪市立小中学校事務研究大会実行委員長あいさつ ・研究部長、研修部長あいさつ ・令和3年度 役員、事務局専門部員、監査委員名簿 ・令和3年度 幹事会名簿 ・幹事会について ・大阪府公立学校事務研究会 定期総会報告 ・研修部PC講座 Vol.15 |
| 会報 (229号) 令和3年10月11日発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・第27回大阪市立小中学校事務研究大会案内 ・大阪府公立学校事務研究会 研修講座報告 ・第27回全事研セミナー、令和3年度定期総会報告 |
| 会報 (230号) 令和3年12月22日発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・第27回大阪市立小中学校事務研究大会報告 ・実務研修会案内 |
| 会報 (231号) 令和4年1月25日発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・会長あいさつ ・パソコン研修会について ・第30回大阪府公立学校事務研究大会報告 |
| 会報 (232号) 令和4年3月2日発行 | <ul style="list-style-type: none"> ・実務研修会報告 ・パソコン研修会案内 ・幹事会報告 ・文書分類用ラベル作成手順 |
| 転任個人報告書 | 各所属へ発送（ホームページにも掲載） |
| 文書分類用ラベル | ホームページに掲載 |

5 専門部

◆ 研究部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) 学校事務職員に求められる役割についての研究

学校に対してさまざまな教育課題への対応が求められ、学校現場を取り巻く環境が複雑化・困難化しており、学校事務職員に求められる役割についても拡大・多様化しています。昨年度の研究において、学校における働き方改革が推進されるなかで、学校事務職員は総務・財務等における専門性をもって、「チームとしての学校」におけるミドルリーダーとしてリーダーシップを発揮しつつ、学校経営に参画する必要があると考察しました。これらのことを踏まえて、今後の「学校事務職員のあり方」とは何かを探究し研究を進めます。

(2) 業務改善に関する研究

学校事務の領域全般を視野に入れ、環境整備や事務効率の向上のみならず校内組織の運営などについても実務実践を進め、より適正で効果的・効率的な業務改善について研究します。

(3) 学校事務の調査及び統計

① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。

② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

〔活動内容〕

学校における働き方改革が推進されるなか、研究部では令和2年度より、働き方改革の推進に向けたかかわりを学校経営への参画の一部として捉え、学校の教育活動や管理運営活動を円滑に行うためには、教職員と学校事務職員がお互いにとって効率的で効果的な業務改善を行うことが必要であると考えました。そして、学校事務の領域全般を視野に入れ、教育環境の整備や事務効率の向上だけでなく、学校組織運営の改善などについても研究を進めてきました。

令和3年11月2日に開催した第27回大阪市立小中学校事務研究大会において「働き方改革から考える今後の学校事務職員のあり方」と題し、研究発表を行いました。

文部科学省委託調査研究「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」によれば、学校組織マネジメントを十分に発揮するためには、主幹教諭・指導教諭・学校事務職員等のミドルリーダーがそれぞれのリーダーシップを発揮できるような組織運営を促進する必要があると述べられています。

研究部では、この「ミドルリーダー」を、経験年数による中堅の教職員という意味ではなく、学校長と各分野のチーム（組織）をつなぐチームリーダーとしての役割、つまり、学校組織マネジメントにおける中核の一端を担う役割を果たす者を「ミドルリーダー」と定義しました。

学校が抱える課題が複雑化するなか、ミドルリーダーとしての的確な計画性や判断力をもって学校の企画運営に参画していくことが重要であり、教員の事務負担軽減やより良い教育活動に向けて必要な役割を担っていくためには、学校事務職員の資質・能力の向上を図るとともに、私たち自身の業務についても改善を図っていく必要があると考えました。

各学校の実情や課題を共同学校事務室などの組織で共有するなかで、各々がリーダーシップやフォロワーシップを発揮し、多角的な視点から見直しや検討を行うことにより、子どもの実態や家庭・地域の実情に即した形で、より効果的な学校経営への参画が可能となります。

このように、個々から組織への転換を図り、学校事務職員が一つのチームとして協働し、支え合い、それぞれの立場の役割に応じた職責を果たしていく体制を構築するなかで、すべての学校において、より高い教育目標の達成に向けた学校経営への参画を図ることが、これからの「学校事務職員のあり方」と考え発表を行いました。

◆ 研修部

〔活動テーマ及び方針〕

(1) より自律的で安定した学校事務を実現するための研修

学校事務を取り巻く環境が大きく変化していくなか、各学校で日々の業務を確実に遂行し、より広い視野から学校経営に参画することができるよう、会員の職能形成や資質向上につながる研修会を企画します。

(2) 業務能力を高める研修

より効率的・効果的な事務処理を行うための研修会の企画や資料作成に取り組みます。

(3) 今日的課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

会報やホームページを活用し会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

(5) 大阪市立学校事務連絡協議会（市連協）の取組に協力します。

〔活動内容〕

研修部では、学校徴収金会計事務において「概算契約」の運用開始、業務システムの機種更新や押印の見直しなどにより、業務マニュアルの更新や事務処理方法等の変更が行われたことを受け、これまでに作成した学校徴収金会計事務にかかる研修会資料の業務内容を整理し、より現在の実務に即した内容へと反映することで、日々の業務を適正かつ効率的に行うことができるよう実務研修会を開催しました。

パソコン研修会では、日常業務において活用することで、作業の効率化を図ることができるExcelの関数等について整理し、会員が操作を実習しながら研修を進めることができるファイルや、入力方法が分かりやすいように操作画面の図を多く掲載するとともに、理解を深めるための例題を多く掲載した資料を作成しました。

また、日々のパソコン操作が効率的に行えるよう、研修部PC講座として「Vo1.14～付箋機能の活用～」と「Vo1.15 より伝わる文章作成のためにフォントのデザインを変える～」を作成し、会報に掲載しました。

〔研修内容〕

- (1) 実務研修会 「学校徴収金会計事務について」
開 催 日 令和4年1月14日（金）
対 象 市事研会員
内 容 学校徴収金会計事務にかかる実務研修

- (2) パソコン研修会「E x c e l 操作」
資料掲載日 令和4年3月22日（火）
対 象 市事研会員
内 容 E x c e l に関する操作研修

6 研究大会実行委員会

第27回研究大会実行委員会を研究大会実施規程に基づき開催しました。大会を円滑に実施するために実行委員が事務局・庶務担当・集録担当に分かれ、研究部、役員会と連携しながら企画・運営にあたりました。

研究大会の概要は次のとおりです。

| | |
|-------|--|
| 大会テーマ | 「学校力向上の一翼を担う」 ～チームで広げよう！学校事務の可能性～ |
| 開 催 日 | 令和3年11月2日（火） |
| 会 場 | アネックスパル法円坂 なにわのみやホール |
| 内 容 | 研究発表 「働き方改革から考える今後の学校事務職員のあり方」 大阪市立小中学校事務研究会 研究部 |
| | 記念講演 「共同学校事務室の運営のポイント ～責任を共有し学び合う文化を作る～」 講師 文部科学省 国立教育政策研究所 初等中等教育研究部長 藤原 文雄 様 |

7 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）
定期総会の議事内容は、次のとおりです。
 - ① 令和2年度 事業報告について
 - ② 令和2年度 決算報告及び監査報告について
 - ③ 令和3年度 会長・副会長及び監査の選出について
 - ④ 令和3年度 常任理事の承認について
 - ⑤ 令和3年度 事業計画（案）について
 - ⑥ 令和3年度 予算（案）について
 - ⑦ 第53回全国研究大会（埼玉大会）について
 - ⑧ 岡山市支部の承認について

(2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）

近事研代議員会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 令和 2 年度 事業報告及び監査報告について
- ② 令和 2 年度 会計決算及び監査報告について
- ③ 令和 3 年度 事業計画（案）について
- ④ 令和 3 年度 会計予算（案）について

(3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）

定期総会の議事内容は、次のとおりです。

- ① 令和 2 年度 事業報告について
- ② 令和 2 年度 会計決算報告並びに監査報告について
- ③ 令和 3 年度 役員等の選出について
- ④ 令和 3 年度 事業計画（案）について
- ⑤ 令和 3 年度 会計予算（案）について

(4) 大阪市立学校事務連絡協議会（略称 市連協）

令和 3 年度の大阪市立学校事務連絡協議会研修会は、新型コロナウイルス感染症の影響により中止としました。

なお、市連協については、令和 4 年度に大阪市立の高等学校が大阪府へと移管されることに伴い、大阪市立高等学校事務研究会が解散されることから令和 3 年度末で発展的解消となりました。

(5) 政令指定都市学校事務職員研究協議会

静岡市主管による第 38 回定例会は、書面により開催されました。主管団体からの提案資料を基に、意見交換を行いその成果を共有しました。

- ① 政令市の事務職員を取り巻く環境
- ② 政令市における学校財務マネジメント
- ③ 政令市における給食費の公費化・私費適正管理

令和3年度 会計決算書

令和3年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の決算は、次のとおりです。

1 収入の部

(単位:円)

| 項 目 | 予 算 額 | 補正予算額 | 予 算 現 額 | 決 算 額 | 説 明 |
|---------------|-----------|----------|-----------|-----------|------------------------|
| 会 費 | 579,000 | -170,000 | 409,000 | 409,000 | 1,000円×409名 |
| 補 助 金 | 200,000 | 0 | 200,000 | 200,000 | (財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金 |
| 研 究 大 会 資 料 代 | 5,000 | 17,000 | 22,000 | 22,000 | 研究大会資料代(追加分) |
| 前 年 度 繰 越 金 | 530,127 | 0 | 530,127 | 530,127 | |
| 雑 収 入 | 3 | 300,003 | 300,006 | 300,006 | 銀行預金利息、広告収入 |
| 合 計 | 1,314,130 | 147,003 | 1,461,133 | 1,461,133 | |

2 支出の部

(単位:円)

| 項 目 | 予 算 額 | 補正予算額 | 予 算 現 額 | 決 算 額 | 説 明 | |
|-------------|-----------|-----------|----------|-----------|-----------|--|
| 報 償 費 | 報 償 金 | 200,000 | -130,000 | 70,000 | 70,000 | 研究大会講師謝礼 |
| 需 用 費 | 消 耗 品 費 | 190,000 | -102,717 | 87,283 | 87,283 | 運営・活動用消耗品等 事務局 72,842 円 研究部 5,280 円 研修部 0 円 研究大会 9,161 円 |
| | 印 刷 製 本 費 | 300,000 | 7,500 | 307,500 | 307,500 | 研究集録、実務研修会資料印刷製本 |
| 運 営 費 | 渉 外 費 | 5,000 | -5,000 | 0 | 0 | |
| 役 務 費 | 通 信 運 搬 費 | 43,000 | -12,190 | 30,810 | 30,810 | 郵便切手、振込手数料、物品運搬費等 |
| | 筆 耕 翻 訳 料 | 90,000 | -90,000 | 0 | 0 | |
| 使 用 料 | 会 場 使 用 料 | 200,000 | -91,490 | 108,510 | 108,510 | 研究大会、令和4年度研修会・総会 |
| | 貸 借 料 | 60,800 | -27,800 | 33,000 | 33,000 | ホームページサーバー料等 |
| 備 品 購 入 費 | 校 用 器 具 費 | 0 | 102,300 | 102,300 | 102,300 | パーソナルコンピューター |
| 負 担 金 | 会 費 | 55,000 | -5,000 | 50,000 | 50,000 | 全事研会費 |
| 旅 費 | 普 通 旅 費 | 170,000 | -170,000 | 0 | 0 | |
| 予 備 費 | | 330 | -330 | 0 | 0 | |
| 次 年 度 繰 越 金 | | 0 | 671,730 | 671,730 | 671,730 | |
| 合 計 | | 1,314,130 | 147,003 | 1,461,133 | 1,461,133 | |

令和3年度 監査報告

1 事業監査報告

総会で承認された事業計画に基づいて、事務局及び各専門部が活動を成し得ているかどうか、会則第25条の規定により、幹事会等に出席し監査を行いました。

令和3年度の事業計画のとおり、事務局及び各専門部が、会則第2条の規定に基づいて、目的達成に向け活動していたことを認めます。

2 会計監査報告

令和3年度会計について、会則第25条の規定により、帳簿等の監査を令和4年4月27日に行いました。

令和3年度会計決算報告書のとおり、会則第39条による会計規程に基づいて関係書類が整備され、適正に執行されたことを認めます。

令和4年4月27日

監査委員 大福伸子 ⑩
監査委員 大舌理恵 ⑩

(印影省略)

令和4年度 事業計画（案）

今年度の文部科学省予算は5兆2,818億円が計上され、そのうち文教関係予算としては、令和の日本型学校教育の推進などに向けて4兆64億円が計上されました。これは、教科担任制の推進等による個別最適な学びの実現、学校における働き方改革の推進に向けた教師等の指導体制の充実やGIGAスクール構想の着実な推進と学びの充実などが目的とされています。また、義務教育9年間を見通した指導体制による新しい時代にふさわしい質の高い教育の実現を図るとともに、学校における働き方改革、複雑化・困難化する教育課題への対応に向け、教職員定数の改善が図られています。とりわけ、学校事務職員においては、学校運営体制、チーム学校の実現に向けた指導体制の整備等を目的に配置の充実が図られています。

令和3年1月26日に中央教育審議会に取りまとめられた「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（答申）では、「society 5.0時代」の到来や新型コロナウイルス感染拡大など予測困難な時代において、「令和の日本型学校教育」の具現化のためには、新学習指導要領の着実な実施やICTの活用が必要不可欠であることなどが示されました。今後の方向性としては、これまでの日本型学校教育が果たしてきた役割を継承しつつ、学校における働き方改革や、GIGAスクール構想を強力に推進するとともに、学校教育を支えるすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、互いに連携することで新しい時代の学校教育の実現に向けた必要な改革を推進していくとしています。

大阪市では、令和3年度までの施行期間となっていた「大阪市教育振興基本計画」の検証が行われ、その成果と課題が整理されました。そして、令和12年以降の社会を見据えた計画として、令和4年度から令和7年度までを施行期間とした新たな「大阪市教育振興基本計画」が策定されました。これまでの「安心・安全な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」の二つの目標に、「学びを支える教育環境の充実」を加えた三つの最重要目標と、「安全・安心な教育環境の実現」「豊かな心の育成」「教育DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進」など、それぞれの目標に基づいた九つの基本的な方向性が示されました。また、教育環境の整備に向けては、文部科学省が平成29年10月（令和3年5月改訂）に策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠し、「大阪市教育情報ネットワーク」への切替が行われました。

大阪市の学校事務職員においては、平成19年度より大阪市立学校管理規則で、事務主幹、事務主任及び事務副主任それぞれの職務内容として「事務をつかさどる」と定められ、学校事務職員の学校経営への参画について先進的に条件整備が進められてきました。そして、学校教育法においては平成29年4月に一部が改正され、学校事務職員の職務が「事務に従事する」から「事務をつかさどる」に改められました。そのようななか、学校事務職員が学校組織マネジメント機能の強化に向けた役割を果たすため、平成31年4月に大阪市学校間連携実施要綱と標準職務が改正されました。さらに、令和2年4月1日には、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5に規定する共同学校事務室をモデル設置することに伴い、大阪市立学校管理規則が一部改正されました。また、これに伴って大阪市共同学校事務室の組

織及び運営に関する要綱が制定されました。大阪市における共同学校事務室においては、学校間連携によって積み重ねてきた成果を更に充実・発展させ、OJTを通じた学校事務職員の人材育成や、学校事務の標準化、事務処理の効率化を図り、更なる学校組織マネジメント機能の強化が目的とされています。現在、モデル設置における効果検証の結果を踏まえて、モデル実施から段階的实施へと展開され、共同学校事務室の設置が更に追加されるなど、令和5年度の全市実施に向けた検討・準備が進められています。

市事研では、こうした新しい時代に対応した学校事務職員の果たすべき役割、学校事務のあり方を探究し、より高度で信頼ある確かな学校事務の実現と学校教育の充実に向けて、日々の研究や実践を重ね、その成果を教育現場の実態に即した制度の構築へとつなげていく必要があると考えます。また、私たち学校事務職員には、学校現場で働く唯一の行政職員として、総務や財務面における専門性を発揮しつつ学校事務の領域全般をつかさどり、責任と権限をもってその役割を果たすことがより一層求められています。それに応えるためには、学校組織マネジメントにおける中核の一端を担い、多様化していく役割や複雑化していく業務に対して、個々の学校事務職員が培ってきた力量や経験を組織のなかで共有し、的確な計画性や判断力をもって学校経営に参画していくことが必要です。そして、より積極的・主体的な学校経営への参画に向けては、この間、取り組まれてきている学校間連携における実践や、兼務発令を十分に活かした共同学校事務室における実践等を踏まえながら、効果的で持続性のある確かな学校事務体制の確立を図る必要があると考えます。これらの目的を果たすため、これまで積み上げてきた研究や実践等を踏まえつつ、より効果的で効率的な学校事務のあり方について研究を進めます。

そこで、今年度の研究課題については、昨年度より引き続き「学校力向上の一翼を担う」とし、活動の重点を「次代の学校事務の確立に向けた研究」「信頼に応える確かな学校事務の実践」「組織力の向上」とします。

1 次代の学校事務の確立に向けた研究

学校のより質の高い教育目標の達成に向けては、学校事務職員が「チームとしての学校」の一員として、教職員とともに課題を共有し、それぞれの役割を明確にすることで学校組織の活性化を図ることが大切です。そのなかでも、総務や財務面においては学校事務職員がミドルリーダーとしての役割を発揮し、的確な計画性や判断力をもって学校の企画運営に参画していかなければなりません。

学校事務職員の世代交代が進み、経験が浅い学校事務職員や臨時的任用職員の単数配置が増加しているなかでも、学校事務職員が教育環境の整備などを主体的に担っていくためには、これまで培われてきた実践や経験等を共有しながら共同学校事務室といった組織として学校経営に参画する体制を整備していく必要があります。同時に、業務の適正化や標準化を進めるなかで効率化を創出し、学校組織マネジメント機能の一層の強化に向けた人材育成を図っていく必要があります。すべての学校で学校事務職員が、より積極的・主体的な学校経営への参画を果たすことができるよう、組織としての参画方法や業務の効果的・効率的な執行等について研究します。

2 信頼に応える確かな学校事務の実践

(1) 市の施策を踏まえた実践

大阪市教育委員会は、令和4年度の運営方針について「大阪市教育振興基本計画」における三つの最重要目標である「安心・安全な教育の推進」「未来を切り拓く学力・体力の向上」「学びを支える教育環境の充実」を達成するため、それぞれの取組を相互に連携させ、教育施策全体の構成化を図りながら推進することにより、基本理念の実現をめざすとしています。私たち学校事務職員は、日々の業務を確実に遂行するために、国・市の施策や法改正の動向なども踏まえ、より広い視野と知識から学校事務の領域全般をつかさどり、学校経営に参画する必要があります。そのために必要な情報収集を行い、会員の職能形成や資質向上につながる研修の実施や資料作成などに取り組みます。

(2) 効果的・効率的な事務の実践

より効果的・効率的に業務を行うための研究を進めるとともに、必要な研修の実施、資料の作成に取り組みます。

(3) 事務実践につながる今日的課題研究

学校力の向上、信頼に応える確かな学校事務をめざすためには、学校全体の教育力を高めていくことが大切です。そのためには、子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、学校事務職員の専門性に沿う日々の実務実践に活かせる課題について、より深く理解するための研修などが必要です。専門的な知識や経験を積まれた方を講師に招いた研修会の実施や情報提供を積極的に進めます。

3 組織力の向上

(1) 会報等の積極的活用

会報での発信を通して、会員へ業務に役立つ資料や情報等の提供を積極的に推進します。また、より多くの情報を迅速に会員へ発信できるよう、ホームページを積極的に活用し、更なる内容の充実に努めます。

(2) 区会

区会は平成18年度の会則改正により、地域性や区内学校事務職員の構成人数、経験年数を踏まえ、よりきめ細かいOJT・実践交流の場として、学校間の連携を深め、学校の課題解決に向けた活動を展開してきました。一方で、平成27年度に大阪市学校間連携実施要綱が制定され、学校間連携の推進が図られたことから、区会については当面休止していますが、幹事会や全事研等の資料配付及び情報共有等は引き続き行います。そして、今後の更なる本会の目的達成に必要な研究・研修活動のあり方を含め幹事会等で会員の意見集約を行います。

(3) 事務局・専門部活動の充実

大阪市の学校事務と学校事務職員を取り巻く状況を踏まえ、今後の組織と研究会活動のあり方について検討を進める必要があります。

また、会員の意思を反映した事務局・専門部活動に引き続き努めるとともに、活動を通して、これまで以上に研究・研修の充実を図ることができるように取組を進めます。

令和4年度 活動内容

1 幹事会

幹事会は、会則 11 条に基づく事項について決議し、円滑な研究会活動を図るべく開催します。

2 役員会

役員会は、会則 13 条に基づき会務を執行します。

3 事務局

- (1) 本会の事務の総括及び整理
- (2) 組織実態の把握
- (3) 会務の記録及び保存
- (4) 会報やホームページ等による情報発信
- (5) 関係機関・団体との連携

4 専門部

◆ 研究部

[活動テーマ及び方針]

- (1) 学校事務職員に求められる役割についての研究

昨今、学校に対してさまざまな教育課題への対応が求められ、学校現場を取り巻く環境は複雑化・困難化しており、学校事務職員に求められる役割についても多様化しています。こういったことから研究部では、学校の教育課題の解決に向け、学校事務職員が「チームとしての学校」のなかで、財務や総務といった専門性を活かしながら学校経営へ参画し、学校力向上の一翼を担う必要があると考え研究を進めてきました。

今後、より質の高い学校教育目標の達成をめざすためには、校内組織の活性化を図りながら、更なる学校組織マネジメント機能の強化を図る必要があると考えます。学校事務職員が教職員と協働しながら、学校においてミドルリーダーとしてリーダーシップを発揮するための効果的な体制等を探究し、引き続き、これから求められる今後の「学校事務職員のあり方」について研究を進めます。

- (2) 業務改善に関する研究

学校事務の領域全般を視野に入れ、環境整備や事務効率の向上のみならず校内組織の運営などについても実務実践を進め、より適正で効果的・効率的な業務改善について研究します。

(3) 学校事務の調査及び統計

- ① 会員の意見や実践事例等を、研究や本会の活動に活かすため、必要な実態調査及び意識調査を実施します。
- ② 全国的な学校事務の状況や、関係団体等の研究内容を調査し、研究に活かすとともに、調査結果について情報提供を行います。

◆ 研修部

[活動テーマ及び方針]

(1) より自律的で安定した学校事務を実現するための研修

学校事務を取り巻く環境が大きく変化していくなか、各学校で日々の業務を確実に遂行し、より広い視野から学校経営に参画することができるよう、会員の職能形成や資質向上につながる研修会を企画します。

(2) 業務能力を高める研修

より効果的・効率的に業務を行うための研修会の企画や資料作成に取り組みます。

(3) 今日的課題等に関する研修

子どもを取り巻く社会的課題や学校現場の課題はもとより、日々の実務実践に活かせる課題をより深く理解するため、専門的な知識や経験を積まれた講師による研修会を企画します。

(4) 実務における技能や知識を高める研修

会報やホームページを活用し、会員の実務実践力の向上へつながる情報発信に努めます。

5 第28回大阪市立小中学校事務研究大会

市事研研究大会は、会員の研究及び研修の場として定着しています。

第28回研究大会の成功に向けて取り組み、大阪市立小中学校事務研究大会実施規程に基づき、9月21日（水）に実施する予定です。

6 関係機関・団体との連携

- (1) 全国公立小中学校事務職員研究会（略称 全事研）
- (2) 近畿公立小中学校事務職員研究会（略称 近事研）
- (3) 大阪府公立学校事務研究会（略称 府事研）
- (4) 政令指定都市学校事務職員研究協議会
- (5) その他

※ 現段階では計画としてあげていますが、今後の状況により変更となる可能性があります。

令和4年度 会計予算（案）

令和4年度 大阪市立小中学校事務研究会会計の予算は、次のとおりです。

1 収入の部

(単位:円)

| 項 目 | 予 算 額 | 説 明 |
|---------------|-----------|------------------------|
| 会 費 | 582,000 | 1,000円×582名 |
| 補 助 金 | 200,000 | (財)日本教育公務員弘済会大阪支部研究助成金 |
| 研 究 大 会 資 料 代 | 5,000 | 研究大会資料代(追加分) |
| 前 年 度 繰 越 金 | 671,730 | |
| 雑 収 入 | 3 | 銀行預金利息等 |
| 合 計 | 1,458,733 | |

2 支出の部

(単位:円)

| 項 目 | 予 算 額 | 説 明 |
|-------------|-----------|-------------------------|
| 報 償 費 | 350,000 | 研修会等講師等謝礼 |
| 需 用 費 | 120,000 | 運営・活動用消耗品等 |
| | | 事務局 90,000 円 |
| | | 研究部 10,000 円 |
| | 330,000 | 印刷製本費 研究集録等印刷 |
| 運 営 費 | 5,000 | 政令指定都市研会議費、渉外費 |
| 役 務 費 | 43,000 | 通信運搬費 郵便切手、振込手数料、物品運搬費等 |
| | 90,000 | 筆耕翻訳料 研修会手話通訳料 |
| 使 用 料 | 200,000 | 会場使用料 実務研修会等会場使用料 |
| | 33,000 | 貸借料 ホームページサーバー料 |
| 負 担 金 | 105,000 | 全事研会費、府事研会費、政令指定都市分担金等 |
| 旅 費 | 182,000 | 全事研評議員会、政令指定都市研会議交通費等 |
| 予 備 費 | 733 | |
| 次 年 度 繰 越 金 | 0 | |
| 合 計 | 1,458,733 | |

※ 現段階では計画としてあげていますが、今後の状況により変更となる可能性があります。

令和4年度 事業・活動計画表

| 月 | 事業・活動内容（概要） |
|----|---|
| 4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度 事業計画の立案 ・ 令和4年度 会計予算の立案 ・ 事務局会、専門部会 |
| 5 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和4年度研修会・総会 |
| 6 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会 ・ 事務局会、専門部会 |
| 7 | <ul style="list-style-type: none"> ・ パソコン研修会 ・ 事務局会、専門部会 |
| 8 | |
| 9 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 第28回大阪市立小中学校事務研究大会 9月21日（水）大阪市教育センター |
| 10 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 実務研修会 ・ 事務局会、専門部会 |
| 11 | |
| 12 | |
| 1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 幹事会 ・ 事務局会、専門部会 |
| 2 | |
| 3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局会、専門部会 ・ 令和4年度活動の総括 |

※現段階では計画としてあげていますが、今後の状況により変更となる可能性があります。

大阪市立小中学校事務研究会会則

制 定 平成5年3月2日
最近改正 平成29年5月26日

前文

本会は、大阪市立小学校事務研究会並びに大阪市立中学校事務研究会の発展的解消により、それぞれの機関決定を経て、ここに組織合同をする。

前身である両研究会の活動の所産である財物は、有形無形を問わず、これを本会が継承する。

第1章 総 則

第1条 本会は、大阪市立小中学校事務研究会という。

2 本会は、事務所を会長の勤務する所に置く。

第2条 本会は、学校事務の研究を推進し、事務職員の資質と職能の向上に努め、大阪市の学校教育の発展に寄与することを目的とする。

2 本会は、前項の目的達成のため次の事業を行う。

- 1 研究大会の実施
- 2 広報、啓発活動
- 3 調査、研究活動
- 4 研修会の実施
- 5 関係機関・団体との連携
- 6 その他本会の目的達成に必要な事項

第2章 組 織

第3条 本会は、大阪市立小学校、中学校及び学校運営支援センター等に勤務する事務職員で構成する。

第4条 本会は、行政区を組織の単位とする。

2 行政区には、幹事を置く。

第3章 会 員

第5条 本会の会員は、会則に基づき、会の運営と活動に参加する権利を有する。

2 会員は、本会が会費（分担金）を納める研究団体の会員としての権利を有する。

第6条 本会の会員は、所定の会費を納入しなければならない。

第4章 機 関

第7条 本会には、次の機関を置く。

- 1 総 会
- 2 幹 事 会
- 3 役 員 会

第8条 総会は、本会の最高の決議機関で、全会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。

第9条 総会は、次のことを決める。

- 1 会の運営方針及び事業計画
- 2 予算の決定及び決算の承認
- 3 会則の制定並びに改正
- 4 役員、監査委員の承認
- 5 他団体への加入並びに脱退
- 6 その他本会の目的達成に必要な重要事項

第10条 幹事会は、総会につぐ決議機関で、幹事をもって構成する。

- 2 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。

第11条 幹事会は、次のことを決める。

- 1 総会より委任された事項
- 2 補正予算の決定
- 3 会則の解釈並びに規程の制定及び改正
- 4 その他本会の運営に必要な事項

第12条 役員会は、本会の執行機関で、会長、副会長、事務局長、事務局次長及び専門部長をもって構成する。

- 2 役員会は、会長が招集する。

第13条 役員会は、次のことを行う。

- 1 決議機関から与えられた事項の執行
- 2 総会及び幹事会に提出する議案の作成
- 3 事務局の運営及び統括
- 4 専門部の運営及び統括
- 5 研究大会の実施
- 6 区会への連絡及び調整
- 7 その他緊急事項の処理

第14条 総会の議長は、出席員より互選する。

- 2 幹事会の議長は、幹事より互選する。
- 3 役員会の議長は、会長があたる。

第15条 この会則による会議は、構成員の2分の1以上の出席で成立する。ただし、総会に出席できない場合は委任状をもってあてることができる。

- 2 前項にかかわらず総会の成立は、4分の1以上とする。
- 3 議決は、出席員の過半数とし、可否同数のときは議長が決める。ただし、第9条第3項に関しては出席員の3分の2以上の同意を必要とする。

第5章 幹 事

第16条 本会には、幹事を置く。

第17条 幹事は、行政区ごとに選出する。

2 選出方法については、行政区より1名の幹事を選出する。

3 幹事は、役員及び監査委員を兼ねることはできない。

第18条 幹事の任期は、4月1日から翌年の3月31日までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充は、当該の行政区で行い、任期は前任者の残余期間とする。

第6章 役 員

第19条 本会には、次の役員を置く。

会 長 1名

副 会 長 2名

事 務 局 長 1名

事務局次長 2名

研 究 部 長 1名

研 修 部 長 1名

第20条 役員の職務は、次のとおりとする。

1 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその代理をする。また、担当専門部に助言し、行政区との連絡調整・本会の会計業務を処理する。

3 事務局長は、事務局業務を総括する。

4 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときはその代理をする。

5 研究部長、研修部長は、各部の業務を総括する。

第21条 役員は、別に定める役員等選出規程により選出し、総会の承認を得る。

第22条 役員の任期は、総会より翌年の総会までの1ヵ年とし、再任を妨げない。ただし、欠員の補充で就任したものの任期は前任者の残余期間とする。

第7章 監 査 委 員

第23条 本会には、監査委員を置く。監査委員は本会の運営から独立した権限をもつ。

第24条 監査委員は、2名とする。

第25条 監査委員は、決議された事業計画等に照らし、会務運営及び会計処理の監査を行い会員に報告する。

第26条 監査委員の選出及び任期は、監査業務の独立性を鑑み、第21条、第22条を準用する。

第8章 事務局

- 第27条 本会には、事務局を置く。
- 2 事務局は、事務局長、事務局次長及び事務局員をもって構成する。
 - 3 事務局は、役員のおすすめにより事務局員を若干名置く。
 - 4 事務局員は、会長が委嘱する。
 - 5 事務局員の任期は、事務局長の任期に準ずる。
- 第28条 事務局は、次の業務を行う。
- 1 本会の事務の総括及び整理
 - 2 組織実態の把握
 - 3 会務の記録及び保存
 - 4 関係機関・団体との連携
 - 5 会の内外への広報活動
 - 6 その他必要な事項

第9章 専門部

- 第29条 本会には、次の専門部を置く。
- 研究部
- 研修部
- 第30条 専門部には、専門部会を置き、部長、副部長及び部員をもって構成する。
- 第31条 専門部は、公募により部員を若干名置く。
- 2 部員は、会長が委嘱する。
 - 3 副部長は、部長が指名する。
 - 4 副部長は、部長を補佐する。
 - 5 副部長及び部員の任期は、専門部長の任期に準ずる。
- 第32条 研究部は、次の事業を行い、研究課題別に小部会を設置することができる。
- 1 職務の研究
 - 2 事務改善研究
 - 3 学校事務の調査・統計
 - 4 その他部の目的達成に必要な活動
- 第33条 研修部は、次の事業を行う。
- 1 研修計画の検討及び立案
 - 2 研修会の立案及び実施
 - 3 その他部の目的達成に必要な活動

第10章 区 会

第34条 本会は、行政区に区会を置く。

第35条 区会は、本会の目的達成に必要な研究研修活動を行う。

第36条 区会には、第4条2に規定する幹事を置く。

2 幹事は、幹事会に出席し、本会との連絡調整にあたる。

第11章 会 計

第37条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

第38条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第39条 会計規程は、別に定める。

第12章 付 則

第40条 この会則の改正については、その議案を付して総会の2週間前に通知する。

第41条 この会則は、平成5年3月2日に制定し、平成5年4月1日より施行する。

付 則 この会則は、平成7年5月24日に一部改正し、平成7年5月24日より施行する。

この会則は、平成18年6月15日に一部改正し、平成18年6月15日より施行する。

この会則は、平成19年2月15日に一部改正し、平成19年2月15日より施行する。

この会則は、平成23年5月31日に一部改正し、平成23年5月31日より施行する。

この会則は、平成28年5月27日に一部改正し、平成28年5月27日より施行する。

この会則は、平成29年5月26日に一部改正し、平成29年5月26日より施行する。

大阪市立小中学校事務研究大会実施規程

- 第1条 この規程は、大阪市立小中学校事務研究大会(以下、「研究大会」という。)を実施するために定める。
- 第2条 研究大会は、専門部、及びグループ・個人の研究・研修等の場とし、職務の探究と職能の向上を図ることを目的とする。
- 第3条 専門部の研究発表等は、1以上の専門部が行う。
2 グループ・個人の研究発表は、公募により行う。
- 第4条 研究大会を実施するために、実行委員会を設置する。
- 第5条 実行委員会は、次により構成する
- | | |
|---------|--------------------|
| 役員会 | 2名(内1名は、研究大会担当副会長) |
| 事務局・専門部 | 各1名 |
| 会員 | 若干名 |
- 第6条 実行委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を置く。
- 第7条 実行委員の任期は、実行委員会の設置より当該研究大会に関するすべての業務が終了するまでとする。ただし、再任は妨げない。欠員による補充については、前任者の残余期間とする。
- 第8条 実行委員会は、次のことを行う。
- 1 研究大会の企画立案に関すること
 - 2 研究発表者等の募集、依頼及び調整に関すること
 - 3 大会運営に関すること
 - 4 大会記録に関すること
 - 5 その他必要な事項
- 第9条 実行委員会は、前条の任務について立案した事項を役員会に報告し、承認を得る。
- 第10条 実行委員会設置の事務は、役員会が行う。
- 第11条 この規程の改定は、幹事会が行う。
- 第12条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。

役員等選出規程

第1条 この規程は、会則21条に基づいて定める。

第2条 この規程は、会長、副会長、事務局長、事務局次長、研究部長、研修部長及び監査委員の選出に適用する。

第3条 選出を行うために、役員等選出委員会を設置する。設置の事務は、事務局が行う。

第4条 役員等選出委員は前年度の幹事より5名選出する。

2 現役員等が委員になること、及び委員から役員等の候補者になることはできない。

3 委員の互選により委員長を1名置く。

第5条 役員等選出委員会は、構成員の2分の1を超える出席で成立し、その過半数で議決され、可否同数の場合は議長が決める。議長は委員長とする。

第6条 役員等選出委員会は、次の業務を行う。

(1) 役員等選出委員会は、会員から役員等の候補者を推薦する。推薦にあたっては会員及び役員等の意見を聴取することができる。

(2) 役員等選出委員会は、役員等の候補者の了解を得た後、役員等の候補者の名前を会員に公表する。

(3) 役員等選出委員会は、総会において役員等の候補者を公表するに至るまでの経過の報告を行う。

第7条 役員等選出委員会は、役員等が総会において承認された後、その任務を終了する。

第8条 役員等に欠員が生じたときは、役員会が幹事会にはかる。

第9条 この規程の解釈及び改正は幹事会で行う。

第10条 この規程は平成19年2月15日より施行する。

付 則 この規程は平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。

会 計 規 程

- 第1条 この規程は、会則第39条に基づいて定める。
- 第2条 この規程は、本会の予算及び出納に関する会計事務に適用する。
- 第3条 本会には次の会計帳簿をもうけ会員の要求により随時これを公開する。
- | | | |
|------------|---------|-------------|
| 1 予算書 | 2 預貯金通帳 | 3 収入・支出関係書類 |
| 4 金銭出納簿 | 5 予算差引簿 | 6 決算報告書 |
| 7 その他必要な書類 | | |
- 第4条 会則第6条により会員は会費を納入する。
- 2 会費は1会員につき年額1,000円とする。
- 第5条 本会の会計年度は、会則第38条により毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。
- 第6条 会長は、会計年度当初に予算書を作成し、総会で承認を得る。
- 第7条 副会長は、収入に関する事務を管理する。
- 第8条 副会長は、予算の執行に関する事務を管理する。
- 第9条 副会長は、会計年度ごとに決算報告書を作成する。
- 第10条 会長は、決算報告書を会計年度終了後、速やかに監査委員に提出し、監査を受ける。
- 第11条 会長は、監査終了後、決算報告書を総会に提出し、その承認を得る。
- 第12条 この規程に関する会計帳簿の保管年限は、5年とする。
- 第13条 この規程は、平成19年4月1日より施行する。
- 付 則 この規程は、平成29年2月23日に一部改正し、平成29年2月23日より施行する。